

4 課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項）。

（注）カルテル・談合をした法人が課徴金納付命令を受ける前に合併により消滅した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人に課徴金の納付を命ずる（第7条の2第24項）。また、課徴金納付命令を受ける前に、カルテル・談合をした法人が調査開始日以後において子会社等に対してカルテル・談合の対象となった事業の全部を譲渡し、又は当該法人が調査開始日以後において子会社等に対して分割によりカルテル・談合の対象となった事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅した場合は、当該子会社等に課徴金の納付を命ずる（第7条の2第25項）。

(2) 課徴金額の計算

ア カルテル・談合の実行期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

$$\text{課徴金額} = \text{カルテル・談合の実行期間中の} \times \text{対象商品又は役務の売上額} \times \text{課徴金算定率}$$

（注）課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第1項ただし書）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の2第23項）。

イ 課徴金算定率

		大企業			中小企業		
違反 対象 事業	小売業・ 卸売業以外	10%	早期解消	8%	4%	早期解消	3.2%
			再度の違反	15%		再度の違反	6%
			主導的役割	15%		主導的役割	6%
			再度+主導	20%		再度+主導	8%
	小売業	3%	早期解消	2.4%	1.2%	早期解消	1%
			再度の違反	4.5%		再度の違反	1.8%
			主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%
			再度+主導	6%		再度+主導	2.4%
	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%
			再度の違反	3%		再度の違反	1.5%
			主導的役割	3%		主導的役割	1.5%
			再度+主導	4%		再度+主導	2%

- （注）1 「早期解消」の課徴金算定率は、調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が2年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける事業者である場合には適用されない（第7条の2第6項）。
- 2 「再度の違反」の課徴金算定率は、調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令（当該命令が確定している場合に限る。）等を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）に対して適用される（第7条の2第7項）。
- 3 「主導的役割」の課徴金算定率は、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかつた事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（第7条の2第8項）。
- 4 「再度+主導」の課徴金算定率は、「再度の違反」及び「主導的役割」のいずれにも該当する事業者に対して適用される（第7条の2第9項）。

5 違反事業者が、同一事件について、罰金の刑に処する確定裁判を受けたときは、課徴金額（課徴金減免制度の適用を受ける場合は、減額後の課徴金額）から、罰金額の2分の1に相当する金額が控除される（第7条の2第19項）。ただし、課徴金額が罰金額の2分の1に相当する金額を超えないとき、又は課徴金額から罰金額の2分の1に相当する金額を控除した後の金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第20項）。

(3) 課徴金減免制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の2第10項～第13項）。

課徴金減免申請順位	減免率
調査開始日前の1番目の申請者	課徴金納付を免除
調査開始日前の2番目の申請者	課徴金額を50%減額
調査開始日前の3番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日前の4・5番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日以後の申請者	課徴金額を30%減額

- (注) 1 課徴金減免制度は、調査開始日前と調査開始日以後とで合わせて最大5社（ただし、調査開始日以後は最大3社まで）に適用される。
2 課徴金納付命令等がなされるまでの間に、公正取引委員会に求められた追加の違反行為に係る事実の報告等に応じないとき等においては、課徴金の減免を受けることはできない（第7条の2第16項・第17項）。